

時価情報

有価証券の時価等

前・当中間会計期間における有価証券の時価等は、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	前中間会計期間（平成24年9月30日）			当中間会計期間（平成25年9月30日）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 中間貸借対照表計上額 を超えるもの	地方債	1	1	0	—	—	—
	小計	1	1	0	—	—	—
時価が 中間貸借対照表計上額 を超えないもの	小計	—	—	—	—	—	—
	合 計	1	1	0	—	—	—

②子会社株式等及び関連会社株式

子会社株式等及び関連会社株式（前中間会計期間 中間貸借対照表計上額 子会社株式等2,333百万円、当中間会計期間 中間貸借対照表計上額 子会社株式等2,039百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	前中間会計期間（平成24年9月30日）			当中間会計期間（平成25年9月30日）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	31,950	19,173	12,777	124,143	78,838	45,304
	債券	1,076,294	1,052,994	23,299	915,188	898,920	16,267
	国債	577,361	567,232	10,129	582,463	573,523	8,939
	地方債	227,270	219,236	8,034	158,039	152,976	5,062
	社債	271,662	266,526	5,136	174,686	172,420	2,265
	その他	63,960	61,564	2,395	82,435	79,447	2,987
	小計	1,172,204	1,133,732	38,472	1,121,767	1,057,207	64,560
中間貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	54,583	71,500	△ 16,917	7,455	8,877	△ 1,422
	債券	17,300	17,397	△ 97	59,819	59,911	△ 92
	国債	7,068	7,074	△ 5	20,077	20,093	△ 16
	地方債	4,487	4,497	△ 9	10,199	10,203	△ 4
	社債	5,744	5,825	△ 81	29,542	29,614	△ 71
	その他	32,373	42,583	△ 10,210	48,668	53,031	△ 4,362
	小計	104,257	131,482	△ 27,224	115,943	121,820	△ 5,877
合 計		1,276,462	1,265,215	11,247	1,237,710	1,179,027	58,683

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	前中間会計期間（平成24年9月30日）	当中間会計期間（平成25年9月30日）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,381	2,445
その他	145	0
合 計	2,527	2,445

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

④減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。前中間会計期間において3,790百万円（株式3,790百万円）減損処理を行っておりますが、当中間会計期間における減損処理はありません。

なお、当行では、予め、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、時価が著しく下落したと判断するための基準を設定しており、その内容は以下のとおりであります。

中間会計期間末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付）等を勘案し判定しております。

金銭の信託の時価等

前・当中間会計期間において、運用目的以外の金銭の信託はありません。

デリバティブ取引の時価等

前・当中間会計期間におけるデリバティブ取引の時価等は、次のとおりであります。

（注）「契約額等」の欄には、スワップ取引につきましては想定元本額を、先物取引、オプション取引等その他の取引については契約額を記載しております。

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

（単位：百万円）

区 分	種 類	前中間会計期間（平成24年9月30日）				当中間会計期間（平成25年9月30日）				
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	
金融商品 取引所	金利先物 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金利オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
店 頭	金利先渡契約 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金利スワップ	受取固定・支払変動	56,013	54,354	1,224	1,224	71,344	67,725	1,282	1,282
		受取変動・支払固定	56,013	54,354	△ 667	△ 667	71,344	67,725	△ 501	△ 501
		受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他 売建・買建	2,990・2,990	2,837・2,837	5・5	100・△19	2,279・2,279	2,166・2,166	6・6	87・△18	
	合 計			568	638			793	850	

（注）1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2.時価の算定 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

②通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分	種 類	前中間会計期間（平成24年9月30日）				当中間会計期間（平成25年9月30日）			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	192,843	103,348	161	161	214,666	183,150	135	135
	為替予約 売建・買建	58,616・48,488	5,742・6,130	3,879・△2,691	3,879・△2,691	46,997・43,842	5,845・8,259	△2,002・2,316	△2,002・2,316
	通貨オプション 売建・買建	85,289・85,289	48,404・48,404	8,958・8,958	609・805	91,373・91,373	57,325・57,325	3,787・3,787	3,887・△2,642
	その他 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計			19,266	2,763			8,024	1,694

（注）1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

時価情報

③株式関連取引 該当ありません。

④債券関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	前中間会計期間（平成24年9月30日）				当中間会計期間（平成25年9月30日）			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	債券先物 売建・買建	—	—	—	—	5,747	—	△17	△17
	債券先物オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他 売建・買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合計				—	—			△17	△17

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
2.時価の算定 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

⑤商品関連取引・⑥クレジットデリバティブ取引 各該当ありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計方法	種類	主なヘッジ対象	前中間会計期間（平成24年9月30日）			当中間会計期間（平成25年9月30日）		
			契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券（債券）	—	—	—	10,000	10,000	△31
合計					—			△31

(注) 1.主として「業種別監査委員会報告第24号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。
2.時価の算定 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計方法	種類	主なヘッジ対象	前中間会計期間（平成24年9月30日）			当中間会計期間（平成25年9月30日）		
			契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的 処理方法	通貨スワップ 資金関連スワップ	外貨建金銭債権等	10,088	—	49	22,482	—	△266
			11,451	—	△322	64,349	—	△726
合計					△272			△992

(注) 1.主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。
2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

③株式関連取引・④債券関連取引 各該当ありません。